最終更新日：2018年12月26日

株式会社 丸運
代表取締役社長　荒木　康次
問合せ先：経営企画・IR・広報部長　植西　祐
証券コード：9067
http://www.maruwn.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方は、「丸運コーポレートガバナンス・ガイドライン」に示しております。（丸運コーポレートガバナンス・ガイドラインの全文はこちらを参照　http://www.maruwn.co.jp）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則4－1－3　最高経営責任者（CEO）等の後継者計画
当社は、最高経営責任者等の後継者の計画については、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる最適な人材を後継者とするべく取締役社長が責任をもってあたっております。

補充原則4－10－1　任意の諮問委員会の設置
当社は、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役（独立社外取締役および監査等委員である取締役を含む。）の指名・報酬に関する手続きにおいて、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会との協議を経ておりますので、この手続きにより、指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－4　政策保有株式は、ガイドライン第3条（3）のとおりとします。

原則1－7　関連当事者間の取引は、ガイドライン第3条（5）のとおりとします。

原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能は、ガイドライン第2条（3）のとおりとします。

原則3－1　情報開示の充実は、それぞれ次のとおりとします。
（1）経営理念・経営計画：ガイドライン第1条
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方：ガイドライン前文
（3）取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続：ガイドライン第4条（6）
（4）取締役の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続：ガイドライン第4条（3）、第5条（2）及び第6条（3）
（5）取締役の選解任・指名についての説明：ガイドライン第4条（5）

補充原則4－1－1　取締役会の決定事項は、ガイドライン第4条（1）のとおりとします。

原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準等は、ガイドライン第5条（3）のとおりとします。

補充原則4－11－1　取締役会の全体としてのバランス等に関する考え方は、ガイドライン第4条（2）のとおりとします。

補充原則4－11－2　取締役の他の上場会社役員等の兼務状況は、ガイドライン第5条（4）のとおりとします。

補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性評価は、ガイドライン第4条（7）のとおりとします。なお、本年の評価結果の概要は、当社ホームページに掲載しております。（http://www.maruwn.co.jp）

補充原則4－14－2　取締役に対するトレーニングの方針は、ガイドライン第4条（4）のとおりとします。

原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針は、ガイドライン第3条（1）のとおりとします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
JXTGホールディングス株式会社	11,041,848	38.12
株式会社佐藤企業	5,134,000	17.72
佐藤謙一	1,562,000	5.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	998,000	3.45

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	619,300	2.14
丸運グループ従業員持株会	593,319	2.05
三井生命保険株式会社	400,000	1.38
MSIP CLIENT SECURITIES	351,500	1.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	327,000	1.13
株式会社みずほ銀行	249,382	0.86

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花井　健	他の会社の出身者					△						
服部　裕	他の会社の出身者								△			
岡　香里	弁護士											
中澤　謙二	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

花井　健	○	○	9年前に当社の主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の常務執行役員でありました。 当社は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。	金融業界等における豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な監査、監督、助言をいただけるものと判断いたしました。 株式会社みずほ銀行は当社の主要な取引先でありますが、D／Eレシオが0．21倍と低位にあることから当社は借入金への依存度が低いうえ、複数の金融機関と取引しているため、同社の当社に対する影響度は大きいとはいえないこと、同氏は9年前に同社の常務執行役員を退任していることから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与え得るとはいえないと判断いたしました。 以上の理由から、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員に指定しております。
服部　裕	○	○	5年前に当社の取引先である日油株式会社の取締役兼専務執行役員であり、その後、同社の子会社である油化産業株式会社の代表取締役社長でありました（2年前に退任）。 当社は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。	化学業界における経営層としての豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な監査、監督、助言をしていただけるものと判断いたしました 。 日油株式会社と当社とは相互に株式を保有していますが、いずれも発行済み株式総数の1％未満であり、また、日油株式会社グループとの取引高は当社連結売上高の1％未満であり、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与え得るとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役と判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員に指定しております。
岡　香里	○	○	当社は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。	経営者として会社経営に携わったことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な監査、監督、助言をしていただけるものと判断いたしました。 同氏または同氏の所属する法律事務所と顧問契約等の締結、報酬の支払い等をしたことはないので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役と判断し、本人の同意を得たうえで、独立役員に指定しております 。
中澤　謙二	○		最近まで、当社の主要取引先であるJXTGエネルギー株式会社の社員でありました。 当社は、会社法および定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。	直接会社経営に関与した経験はありませんが、石油業界における豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部に所属する兼務の使用人を2名配置しています。当該スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとします。
監査等委員会は、当該スタッフに対して、監査等委員会に係る業務を直接指示するものとし、当該指示を受けたスタッフは、監査等委員の指示に従い、業務を遂行します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から会計監査について説明を受けるとともに、定期的に情報の交換を行うなどの連携を図ります。
内部監査部門である監査室は、監査等委員会と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じ監査等委員の営業所および子会社への往査の際に同行することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して業績向上に向けての意欲を一層高めるため、業績連動型報酬を導入しております。支給額は、当該年度の連結経常利益に応じ、内規に基づいて算出された額としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成３０年３月期における当社の取締役に対する報酬額は年間総額１３４百万円です。（そのうち社外取締役に対する報酬は４０百万円です）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

現在社外取締役に対しては、取締役会の開催に当たり、招集通知の送付とともに、議案に関する資料を事前に配布し、必要に応じて事前に説明を行っております。
また、監査等委員会に対し経営役員会資料等を送付し必要に応じて説明することで、社外取締役に対し社内の動き等を逐次報告することとします。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役を少数、かつその半数以上を他社出身者とし、広範な視点からの意思決定を行えるよう機能を強化するとともに、社外取締役を2名以上選任し、独立した観点から経営に対する監督を行う体制としております。

当社は、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。社外取締役以外の常勤の取締役は、取締役会の決定によって定める業務の執行に当たっております。また、毎月3回社長が議長となり、役付執行役員および社長が指名する執行役員からなる経営役員会を開催し、重要事項の協議、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行っており、この経営役員会には常勤監査等委員が出席します。

当社の監査等委員会の指名した監査等委員は、経営役員会および営業戦略会議等に出席するとともに、監査等委員全員はグループ経営会議、丸運グループCSR推進会議、内部統制会議等に出席し、常に会社の状況について報告を受けており、これらの会議において必要と判断した時は、自由に意見を述べることができる体制となっております。

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく会計監査および内部統制監査を清陽監査法人に依頼しております。

同監査法人において監査業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については、次のとおりです。

1．業務を執行した公認会計士の氏名　業務執行社員：大河原恵史氏、中市俊也氏、鈴木智喜氏

2．監査業務に係る補助者の構成　　公認会計士7名、その他1名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の実効性のあるモニタリング・監督機能を高めるとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任し、迅速・果断な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	ガイドライン第３条第２項第１号に「招集通知の早期（株主総会開催日の３週間前目途）発送」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の２２日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	ガイドライン第３条第２項第３号に「集中日を避けた株主総会の適切な日程設定」を定めております。 本年の定時株主総会は、集中日（６月２８日）の２日前に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	ガイドライン第３条第２項第５号に「議決権の電子行使の受付」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の２２日前から電磁的方法による議決権の行使を受け付けました。
招集通知（要約）の英文での提供	ガイドライン第３条第２項第４号に「招集通知の英訳のホームページへの掲示」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の３３日前に当社ホームページに掲示しました。
その他	ガイドライン第３条第２項第２号に「招集通知のホームページへの掲示」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の３３日前に当社ホームページに掲示しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信やプレスリリース、株主総会招集通知等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画・IR・広報部 IR担当役員：小菅 睦司　取締役常務執行役員 IR事務連絡責任者：植西 祐　経営企画・IR・広報部長	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	顧客満足度の向上と社会に対する責任を全うし、もって信頼される企業グループを確立することを基本方針とした「丸運グループＣＳＲ推進規則」をグループ各社を対象に定めております。 同規則においては、コンプライアンスの推進、品質の向上、安全の向上、環境管理の推進、社会貢献活動の推進を重点分野としております。 物流事業を通じて、環境負荷の軽減を図り、持続可能な社会の発展に寄与するとの方針の下、継続的改善に努めております 。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則等に基づき、当社の業務の適正性を確保するための内部統制システムの基本方針を定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性･効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて体制の見直しを行い、その改善･充実を図ることとしております。

平成２６年４月２５日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改正し、「内部統制会議」を新設しました。

内部統制システムの運用に当たっては、内部統制会議において運用状況の定期的モニタリングを実施することとしております。また、当社グループはコンプライアンス基本方針およびコンプライアンス基本規則を定め、企業活動のあらゆる場面において法令遵守はもとより、社会規範ならびに企業倫理に則って誠実に行動することを示すとともにコンプライアンス委員会を運営しております。

また、法令違反やコンプライアンスに関する事実について取締役･使用人が直接情報提供を行えるよう、グループ全社を対象とした通報制度を設け、運用しております。

さらに、平成２７年６月２４日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を改定し、内部統制システムの構築および運用については、グループ全体として取り組むことを明示するとともに、監査が実効的に行われる体制を整備することにより、グループとしての統制機能を明示しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、丸運グループコンプライアンス基本方針および基本規則を定め、この中で、反社会的勢力とは一切関係をもってはならない旨を規定しています。また、不当な要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携･協力して組織的にき然とした対応をとることとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

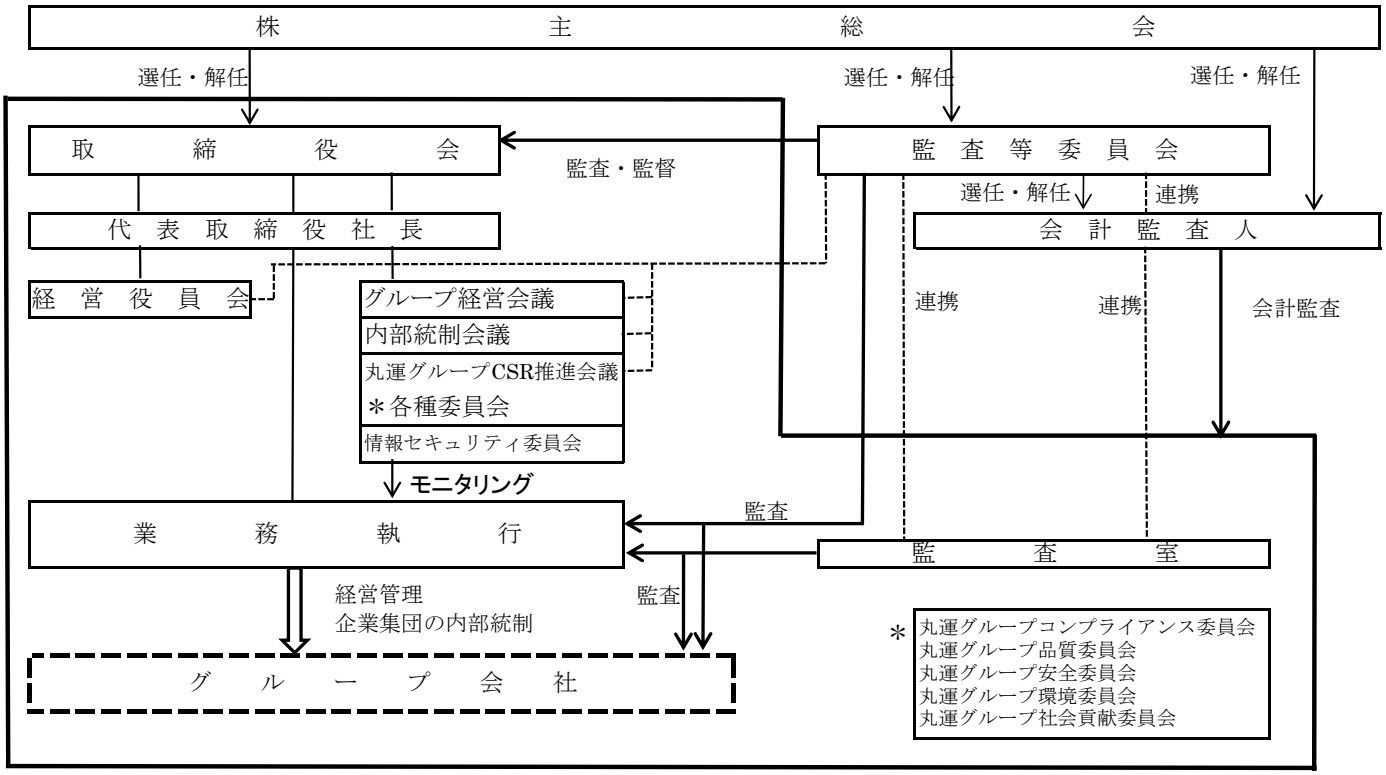
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図】

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

